

広島県告示第五百六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区域の名称	土砂災害警戒区域	所在地
自然現象の発生原因となる土砂災害	土砂災害警戒区域	広島県福山市藤江町及び尾道市浦崎町地内
表区域の示の		
区域の名称	土砂災害特別警戒区域	
自然現象の発生原因となる土砂災害	土砂災害特別警戒区域	
次の図のとおり		

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当、広島県東部建設事務所及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。